

改正

平成17年6月24日条例第17号

平成21年3月30日条例第1号

平成27年10月1日条例第35号

平成28年3月28日条例第4号

平成29年3月29日条例第1号

平成29年9月29日条例第15号

令和3年10月6日条例第19号

朝霞市個人情報保護条例

朝霞市個人情報保護条例（平成8年朝霞市条例第11号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

第1節 個人情報の収集及び取扱い（第5条—第8条）

第2節 個人情報の管理（第9条—第12条）

第3節 個人情報の利用（第13条—第15条）

第4節 個人情報の不正な記録の禁止等（第16条—第19条）

第5節 個人情報の開示等を求める権利（第20条—第38条）

第6節 救済の手続（第39条—第44条）

第3章 事業者等が取り扱う個人情報の保護（第45条—第48条）

第4章 雑則（第49条—第53条）

第5章 罰則（第54条—第59条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する精神に立ち、個人情報の適正な取扱いの確保について必要な事項を定め、実施機関が保有する自己情報の開示、訂正及び利用中止を求める権利を保障することにより、もって個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 次に掲げる機関をいう。

ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会

イ 土地開発公社

(2) 実施機関の職員 次に掲げる者をいう。

ア 前号アの機関に従事する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員（朝霞市立の小学校及び中学校に従事する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員を含む。）

イ 前号イの機関の役員及び職員

(3) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

イ 個人識別符号が含まれるもの

(4) 個人識別符号 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。

(5) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(6) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

(7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をい

う。

(8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第36条第3項において同じ。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(9) 事業者 市内で事業を営む法人その他の団体（国、地方公共団体及び市が出資する団体を除く。）又は市内で事業を営む個人をいう。

(10) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（実施機関及びその職員の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、その職員に個人情報の保護の重要性を認識させ、個人情報の適正な管理に努めさせなければならない。

3 実施機関の職員は、個人情報をみだりに他に漏らし、又は職務以外の目的で持ち出し、若しくは使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（市民の責務）

第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報（以下「自己情報」という。）の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

## 第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

### 第1節 個人情報の収集及び取扱い

（適正収集の原則）

第5条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報の利用の目的を明確にし、その目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（収集の禁止）

第6条 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、要配慮個人情報を収集することができる。

(1) 法令（条例を含む。以下同じ。）に定めがあるとき。

(2) 実施機関が朝霞市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を達成するため

に必要であり、かつ、欠くことができないと認めるとき。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報収集をするときは、本人から収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により既に公にされているとき。
- (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 争訟、選考、指導、相談、交渉等の事務で、本人から収集したのでは、その事務の目的を達成することができないと認められるとき、又はその事務の適正な執行に支障を及ぼすと認められるとき。
- (6) 所在不明、疾病等の事由により本人から収集することができないとき。
- (7) 国若しくは他の地方公共団体又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

3 実施機関は、前項第4号から第7号までの規定により個人情報を本人以外のものから収集したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

4 実施機関は、第2項第4号又は第8号の規定により個人情報を本人以外のものから収集したときは、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めたときは、この限りでない。

5 法令等の規定により本人又はその代理人が申請、届出その他これらに類する行為を行う場合は、第1項の規定により収集されたものとみなす。

(個人情報取扱事務の登録)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。これらの事項を修正しようとするときも同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称

- (2) 個人情報の収集目的
  - (3) 個人情報の収集対象者
  - (4) 個人情報の記録項目
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急又はやむを得ない理由があるときは、個人情報取扱事務の登録前に当該個人情報取扱事務を開始することができる。この場合において、実施機関は、その旨を審議会に報告しなければならない。
- 3 第1項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。
- (1) 実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関するもの
  - (2) 資料その他物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する個人情報であって、相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- 4 実施機関は、第1項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかにその登録を抹消しなければならない。
- 5 実施機関は、第1項の規定による登録若しくは修正又は前項の規定による登録の抹消を行ったときは、その旨を審議会に報告しなければならない。
- 6 市長は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

## 第2節 個人情報の管理

### (適正管理の原則)

第9条 実施機関は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失及び盗用の防止その他個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施機関は、保有の必要がなくなった個人情報については、適正かつ確実な方法で、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
- 4 実施機関は、個人情報の適正な管理の徹底を図るため、個人情報保護管理責任者を置かなければならない。

### (委託等に係る措置)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部の処理を実施機関以外のものに委託するとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に同法第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の管理を行わせるときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、個人情報の保護について必要

な措置を講じなければならない。

(受託者等の責務)

第11条 実施機関から個人情報取扱事務の全部又は一部の処理の委託を受けたもの又は公の施設の管理を行う指定管理者（以下「受託者」という。）は、委託を受けた事務又は管理の事務（以下「受託事務」という。）の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

2 受託事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らし、又は受託事務以外の目的で持ち出し、若しくは使用してはならない。

(受託者に対する立入調査等)

第12条 市長は、個人情報取扱事務の適正な管理のため必要があると認めるときは、受託者に対し、その受託事務の処理状況に関し必要な報告を求め、又は市の職員を、受託者の事務所若しくは事業所に立ち入らせ、その受託事務の処理状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

### 第3節 個人情報の利用

(適正利用の原則)

第13条 実施機関は、収集した個人情報を利用しようとするときは、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で適正に行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び外部提供の制限)

第14条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の利用（以下「目的外利用」という。）又は実施機関以外のものへの個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供をすることができる。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 法令に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により既に公にされているとき。

(4) 同一実施機関内若しくは他の実施機関との間で利用する場合又は国若しくは他の地方公共

団体に提供する場合であって、個人情報の提供を受けるものが利用することに相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(5) 個人の生命、健康、生活又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

3 実施機関は、前項第4号又は第5号の規定により目的外利用又は外部提供をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

4 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受けるものに対し、提供する個人情報の利用の目的若しくは方法について制限を課し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

5 実施機関は、第2項第4号、第5号又は第6号の規定により目的外利用又は外部提供をしたときは、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、審議会が本人に通知する必要がないと特に認めたときは、この限りでない。

(特定個人情報の利用の制限)

第14条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、健康、生活又は財産を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を当該事務の目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関は、前項の規定により特定個人情報の利用をしたとき（本人の同意を得ることが困難であるときに限る。）は、速やかにその旨を本人に通知するとともに、審議会に報告しなければならない。

(特定個人情報の提供の制限)

第14条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定個人情報の提供をした場合であって、人の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、かつ、本人の同意を得ることが困難であるときは、速やかにそ

の旨を本人に通知するとともに、審議会に報告しなければならない。

(市以外のコンピュータシステムとの結合の制限)

第15条 実施機関は、市のコンピュータシステムと市以外のコンピュータシステムとを通信回線その他の方法による結合（以下「コンピュータシステムの結合」という。）をして、個人情報を処理してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、コンピュータシステムの結合をし、個人情報を処理することができる。

(1) 法令に定めがあるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと認めるとき。

3 実施機関は、前項の規定によりコンピュータシステムの結合をして個人情報を提供し、又は提供を受けるに当たっては、その保護について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 実施機関は、第2項第1号の規定によりコンピュータシステムの結合をしたときは、その旨を速やかに審議会に報告しなければならない。

#### 第4節 個人情報の不正な記録の禁止等

(不正な記録等の禁止)

第16条 何人も、正当な理由がなければ、公文書に記録された個人情報の全部又は一部を筆記により、又は機器による印刷、撮影、複写、録音、録画その他の方法により他の記録媒体に記録してはならない。

2 何人も、正当な理由がなければ、前項の規定に違反して記録された個人情報の全部又は一部を同項に掲げる方法により他の記録媒体に複製又は加工（以下「不正複製行為」という。）をしてはならない。以後の段階にわたる不正複製行為についても、同様とする。

3 何人も、正当な理由がなければ、個人情報が記録された公文書若しくは前2項の規定に違反して記録又は複製若しくは加工をされた記録媒体（以下「不正記録媒体」という。）を所持し、又は提供してはならない。

(不正な記録行為の中止命令等)

第17条 市長は、前条の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為の中止、個人情報が記録された公文書の返還、不正記録媒体の提出又は不正記録媒体に記録又は複製若しくは加工をされた個人情報の消去その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(違反者に対する立入調査等)

第18条 市長は、前条の規定による命令をし、又は当該命令の履行の確認をするときは、第16条の規定に違反すると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な報告を求め、又は市の職員を、その者が使用する建物に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  
(違反の事実の公表)

第19条 市長は、第17条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないとき、前条第1項の規定による報告を求められた者がその報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は同項の規定による調査の対象となる建物若しくは物件の占有者等がその調査を拒み、妨げ、若しくは忌避するときは、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ市長の命令に違反する者に対し、意見を述べる機会を与えるとともに、審議会に諮問し、その意見を聴かなければならない。

3 市長は、前項の規定による審議会の意見を尊重しなければならない。

#### 第5節 個人情報の開示等を求める権利

(自己情報の開示請求権)

第20条 何人も、実施機関が保有する自己情報の開示（自己情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。）の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別の理由があると認めた代理人（以下「任意代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示請求（特定個人情報に係るものを除く。）をすることができる。ただし、本人が未成年者で15歳以上のものであるときは、本人の同意を得なければならない。なお、本人の同意が得られないことに合理的な理由があり、かつ、本人の利益に反しないと認められるときは、本人の同意は必要ないものとする。

3 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって第1項の規定による開示請求（特定個人情報に係るものに限る。）をすることができる。ただし、本人が未成年者で15歳以上のものであるときは、本人の同意を得なければならない。なお、本人の同意が得られないことに合理的な理由があり、かつ、本人の利益に反しないと認められるときは、本人の同意は必要ないものとする。

4 死者に関する個人情報については、次に掲げる者に限り開示請求をすることができる。

(1) 相続人

- (2) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は子
- (3) 父母（前号に掲げる者がいない場合）
- (4) 2親等以内の血族（前2号に掲げる者がいない場合）
- (5) 前各号に掲げる者から又は生前に死者から開示請求の委任を受けた弁護士

5 前項の場合において、実施機関は、開示する個人情報の範囲を請求理由に応じて限定することができる。

（開示請求の手続）

第21条 前条の規定により開示請求をしようとする者（以下「開示請求者」という。）は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 開示請求者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求者は、その開示請求の対象となる自己情報の本人又は前条第2項若しくは第3項の規定により開示請求をする者であることを証明する書類を提示しなければならない。

3 前条第2項又は第3項の規定により法定代理人又は任意代理人が開示請求をする場合で本人の同意が必要なときは、開示請求書に本人の同意書を添えて提出しなければならない。

4 前条第4項の規定による開示請求者は、同項各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類を提示し、請求理由を明らかにしなければならない。

5 実施機関は、開示請求書に不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（自己情報の開示義務）

第22条 実施機関は、開示請求に係る自己情報に次の各号のいずれかに掲げる情報が記録されている場合を除き、自己情報を開示しなければならない。

- (1) 法令の規定により、開示することができないもの
- (2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談、推薦等に関するもので、開示することにより、実施機関の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (3) 審議、検討等意思決定過程にあるもの又は調査、交渉、人事若しくは争訟等に関するものであって、開示することにより、実施機関の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの

の

(4) 開示することにより、実施機関、国、他の地方公共団体及び本人以外のもの（以下「第三者」という。）の権利利益を侵害するおそれがあるもの

(5) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

(6) 未成年者の法定代理人又は任意代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるもの

(部分開示等)

第23条 実施機関は、開示請求に係る自己情報の一部に前条各号の規定により開示しないことができる情報（以下「不開示情報」という。）が含まれている場合において、その部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離することができるときは、可能な限り分離し、その部分を除いて開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る自己情報に不開示情報が記録されている場合であっても、期間の経過により不開示情報に該当しなくなったときは、当該自己情報を開示しなければならない。

(裁量的開示)

第24条 実施機関は、開示請求に係る自己情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該自己情報を開示することができる。この場合において、実施機関は、その旨を速やかに審議会に報告しなければならない。

(自己情報の存否に関する情報)

第25条 開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。この場合において、実施機関は、その旨を速やかに審議会に報告しなければならない。

(開示請求に対する決定)

第26条 実施機関は、第21条第1項に規定する開示請求書の提出があったときは、開示請求があった日から起算して15日以内に当該開示請求に対する可否を決定しなければならない。ただし、同条第5項の規定により開示請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項に規定する決定をしたときは、遅滞なくその決定の内容を開示請求者に書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に当該開示請求に対する可否を決定することができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該開示請求者に対し、遅滞なく延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。
- 4 第2項に規定する場合において、実施機関は、開示請求に係る自己情報の全部又は一部を開示しないとき（前条の規定により自己情報の存否の応答を拒否するとき及び開示請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。なお、当該自己情報が不開示情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

（開示請求に対する決定の期限の特例）

第27条 開示請求に係る自己情報が著しく大量であるため、又は当該自己情報の検索に著しく日時を要するため、開示請求があった日から起算して60日以内にその全てについて開示請求に対する決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第3項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示請求に対する決定をし、残りの自己情報については相当の期間内に開示請求に対する決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するとともに、その旨を速やかに審議会に報告しなければならない。

（1） 本条を適用する旨及びその理由

（2） 残りの自己情報について開示請求に対する決定をする期限

（開示請求の事案の移送）

第28条 実施機関は、開示請求に係る自己情報（情報提供等記録を除く。第3項において同じ。）が他の実施機関により作成されたものであるとき、その他他の実施機関において当該開示請求に対する決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求に対する決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が自己情報の全部又は一部を開示する決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関が開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者保護に関する手続）

第29条 開示請求に係る自己情報の中に、第三者に関する情報が含まれている場合で、開示することによりその第三者の権利利益が侵害されるおそれがあるときは、実施機関は、開示請求に対する決定に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求があった事実その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後遅滞なく反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第30条 自己情報の開示は、次の各号に掲げる自己情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による自己情報の開示にあつては、実施機関は、その自己情報の保存に支障を生ずると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

（1） 文書、図画又は写真 閲覧又は写しの交付

（2） フィルム 視聴、閲覧又は写しの交付等

（3） 電磁的記録 視聴、閲覧又は写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法

2 開示決定に基づき自己情報の開示を受ける者は、当該開示請求者又は第20条第2項から第4項までの規定により開示請求をする者であることを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 開示決定に基づき自己情報の開示を受けた者は、当該開示を受けた日の翌日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間

内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(簡易開示等の特例)

第31条 実施機関があらかじめ指定した自己情報については、第21条第1項の規定にかかわらず、本人が口頭により開示請求をすることができる。

2 前項の規定による開示請求をしようとする者は、第21条第2項の規定にかかわらず、実施機関が別に定める書類を提示しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による開示請求があったときは、第26条第1項の規定にかかわらず、直ちに開示するものとする。この場合において、開示の実施方法は、前条第1項の規定にかかわらず、実施機関が別に定めるところによるものとする。

(自己情報の訂正請求権)

第32条 何人も、公文書に記録されている自己情報の内容が事実でないと認めるときは、その公文書を保有する実施機関に対し、当該自己情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。ただし、当該自己情報の訂正に関して他の法令により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

2 何人も、第5条、第6条又は第7条第1項若しくは第2項の規定に違反して自己情報が収集されたと認めるときは、実施機関に対し、訂正請求をすることができる。

3 第20条第2項及び第3項の規定は、前2項に規定する訂正請求に準用する。

(自己情報の利用中止請求権)

第33条 何人も、自己情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。ただし、当該自己情報の利用の中止、消去又は提供の中止（以下「利用中止」という。）に関して法令により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第5条、第6条又は第7条第1項若しくは第2項の規定に違反して収集されたと認めるとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されていると認めるとき、又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されていると認めるとき 当該自己情報の利用の中止又は消去

(2) 第13条、第14条第1項若しくは第2項、第14条の2第1項若しくは第2項、第14条の3又は番号法第19条の規定に違反して利用又は提供されていると認めるとき 当該自己情報の利用又は提供の中止

2 実施機関は、前項の規定による請求があったときは、事務の執行上著しい支障を及ぼす等やむを得ない場合を除き、第35条第1項の決定があるまでの間、当該自己情報の利用等を一時中止するよう努めなければならない。

3 第20条第2項及び第3項の規定は、第1項に規定する利用中止の請求（以下「利用中止請求」という。）に準用する。

（訂正請求又は利用中止請求の手続）

第34条 前2条の規定による請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

- （1） 訂正請求又は利用中止請求をしようとする者の氏名及び住所
- （2） 訂正請求又は利用中止請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
- （3） 訂正請求又は利用中止請求の趣旨及び理由
- （4） 前3号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、訂正請求又は利用中止請求をする者は、実施機関に対し、その訂正請求又は利用中止請求の内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第21条第2項、第3項及び第5項の規定は、訂正請求又は利用中止請求について準用する。

（訂正請求又は利用中止請求に対する決定）

第35条 実施機関は、訂正請求又は利用中止請求があったときは、必要な調査を行い、当該訂正請求又は利用中止請求があった日から起算して15日以内に当該請求に対する可否を決定しなければならない。ただし、前条第3項において準用する第21条第5項の規定により書面の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する決定をしたときは、速やかにその決定の内容を当該訂正請求又は利用中止請求をしている者に対し、書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に当該訂正請求又は利用中止請求に対する決定をすることができないときは、当該訂正請求又は利用中止請求があった日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該訂正請求又は利用中止請求をしている者に対し、遅滞なく延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

4 第2項に規定する場合において、実施機関は、当該請求に係る自己情報の訂正又は利用中止をしないとき（訂正又は利用中止を行う権限がないとき、訂正又は利用中止に係る自己情報を保有

していないとき及びその他の理由により自己情報の訂正又は利用中止をしないときを含む。)は、訂正又は利用中止をしない旨の決定をし、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(訂正又は利用中止の実施)

第36条 実施機関は、前条第1項の規定により訂正請求又は利用中止請求を認める決定をしたときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度において、速やかに当該自己情報の訂正又は利用中止をしなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該自己情報を外部提供しているときは、提供先の当該自己情報について訂正又は返還を求めるなど、訂正請求又は利用中止請求に係る本人の権利利益の保護に努めなければならない。

3 第1項の規定により実施機関が保有する自己情報のうち情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(訂正請求の事案の移送)

第37条 実施機関は、訂正請求に係る自己情報（情報提供等記録を除く。）が第28条第3項の規定による開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において当該訂正請求に対する決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求をした者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求に対する決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正をする決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(費用負担)

第38条 この条例の規定による自己情報の開示、訂正及び利用中止に要する費用は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、自己情報の開示を受ける場合の公文書の写しの交付及び当該写しの

送付に要する費用は、請求者の負担とする。

## 第6節 救済の手続

### (苦情の処理)

第39条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

### (是正の申出)

第40条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己情報の取扱いが、この条例の趣旨に違反して不適正であると認めるときは、その取扱いの是正を申し出ることができる。

### (是正の申出の方法)

第41条 是正の申出をしようとする者（以下「是正申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 是正申出者の氏名及び住所
- (2) 是正の申出に係る自己情報の取扱いを特定するために必要な事項
- (3) 是正の申出に係る自己情報の取扱いの内容及び是正を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

### (是正の申出に対する措置等)

第42条 実施機関は、第40条の規定による是正の申出があったときは、速やかに必要な調査及び措置を行い、その内容（当該是正申出者の意向に沿った処理を行わないときは、その理由）を当該是正申出者に対し、書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

3 実施機関は、是正の申出の処理をしたときは、審議会に報告しなければならない。

### (審査会への諮問等)

第43条 第26条第1項若しくは第35条第1項に規定する決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用中止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、朝霞市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の全部を開示することとする場合（当該自己情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の利用中止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求をしている者又は利用中止請求をしている者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る自己情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 開示決定に対する第三者からの審査請求があったときは、実施機関は、審査会の答申を受けるまで、開示を停止するものとする。

4 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を審査会から受けたときは、これを尊重して速やかに当該審査請求に対する裁決を行い、審査請求人に対し、書面により通知しなければならない。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第44条 第29条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示請求に対する決定（開示請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る自己情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

### 第3章 事業者等が取り扱う個人情報の保護

（市が出資する団体の責務及び市長の指導等）

第45条 市が出資する団体のうち市長が定めるもの（以下「出資団体」という。）は、個人情報の保護に関して、実施機関に準じてこの条例に定める措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、出資団体に対して個人情報の保護について必要な指導及び助言を行うことができる。

（事業者の責務）

第46条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、個人の権利利益

を侵害することのないよう個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(事業者に対する要請等)

第47条 市長は、事業者が個人情報の保護のための適切な措置を講ずるよう、事業者に対し、指導、助言等必要な措置を行うことができる。

2 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っているおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

4 市長は、事業者が第2項の規定による求めに正当な理由がなく応じないとき、又は前項の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

5 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えるとともに、審議会に諮問し、その意見を聴かななければならない。

6 市長は、前項の規定による審議会の意見を尊重しなければならない。

(出資団体及び事業者の個人情報の取扱いに関する苦情相談の処理)

第48条 市長は、出資団体及び事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情相談があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

#### 第4章 雑則

(運用状況の公表)

第49条 市長は、毎年度、この条例に基づく実施機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(他の制度との調整等)

第50条 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

2 この条例は、前項各号に掲げるもののほか、図書館その他の市の機関が一般の利用に供するこ

とを目的として収集し、保有している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報については、適用しない。

- 3 この条例は、他の法令等に自己情報（特定個人情報を除く。）の開示、訂正又は利用中止の手続が定められている場合には、その定めるところによる。ただし、自己情報の開示請求については、この条例によるものとし、朝霞市情報公開条例（平成13年朝霞市条例第25号）は適用しない。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第51条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に対し、協力を求めるものとする。

（区域外適用）

第52条 この条例の第2章第4節及び次章の規定は、朝霞市の区域外にある者に対しても適用する。

（委任）

第53条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 罰則

第54条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第1項の規定による受託事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がなく個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を電子計算機を用いて検索できるように体系的に個人情報を記録したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第55条 前条に規定する者が、正当な理由がなく、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を電子計算機以外の手段を用いて検索できるように体系的に個人情報を記録したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 第54条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報であって、公文書に記録されたものを自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第57条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第58条 法人（国又は地方公共団体を除く。以下同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関して、第54条から第56条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第59条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に受理する請求から適用し、同日前までに受理した請求又は請求に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

（朝霞市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

3 朝霞市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成8年朝霞市条例第12号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（朝霞市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正）

4 朝霞市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成8年朝霞市条例第13号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成17年条例第17号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日条例第35号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条の規定（第9条第2項及び第27条の改正規定に限る。） 公布の日

（2）第1条の規定（第9条第2項及び第27条の改正規定を除く。） 平成27年10月5日

（3）第2条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号の政令で定める日

附 則（平成28年 3 月28日条例第 4 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 5 第 7 条の規定による改正後の朝霞市個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日以後にされた第26条第 1 項若しくは第35条第 1 項に規定する決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用中止請求に係る不作為に係るものについて適用し、同日前にされた第26条第 1 項若しくは第35条第 1 項に規定する決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用中止請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年 3 月29日条例第 1 号）

この条例は、平成29年 5 月30日から施行する。

附 則（平成29年 9 月29日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年10月 6 日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 4 号の改正規定は、令和 4 年 5 月18日までの間において規則で定める日から施行する。（令和 4 年規則第 2 号で令和 4 年 4 月 1 日から施行）